

北上市行旅病人及び行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則

北上市行旅病人及び行旅死亡人取扱法施行細則（平成 3 年北上市規則第93号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（公告期間） 第12条 市長は、法第 9 条の規定による告示は、30日以上掲示 するものとする。	（公告期間） 第12条 法第 9 条の規定により告示し、及び公衆の閲覧に供す る期間は、30日以上とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。